

生活困窮者自立支援事業の

お知らせです!

家計のやりくりが
うまく出来ない…

周囲に頼る人がいない…
子どもが引きこもり

収入が不安定で
将来が不安…
就職しても
長続きしない…



お金の やりくり



生活に 関すること



仕事に 関すること

こんな時は、お気軽にご相談ください!

失業や非正規雇用等による低収入のため、働ける世代でも生活保護を受けられる方が増加しています。また、単身世帯やひとり親世帯の増加、近所付き合いの希薄化などによる孤立化が社会問題になっています。

このような社会環境の中では、誰もが生活困窮者となる可能性があります。生活に困った場合でも自立した生活への支援を適切に受けられるよう「生活困窮者自立支援法」が施行され、寒河江市ではハートフルセンターの1階に「生活自立支援センター」が設置されました。

自立相談支援事業の対象となる方

生活保護を受けている方以外で、生活に困っていて最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある方（生活困窮者）

- ◆経済的な問題で困っている方
- ◆長く失業している方
- ◆引きこもりやニートで悩んでいる方
- ◆成人になっても働いた経験がなくて就職するのが不安な方など複雑な課題を抱えた方にも相談に応じます。



寒河江市イメージキャラクター
チェリン

寒河江市生活自立支援センター

(ハートフルセンター1階：健康福祉課生活福祉係)

無料相談

相談日 月曜日から金曜日まで (祝日及び年末年始は除きます)

窓 □ 午前8時30分から午後5時15分まで

まずは
電話予約を

☎0237 (86) 2111 (内線 617)
FAX:0237 (86) 3201

※待ち時間を解消し十分な相談時間を確保するため、電話による「予約制」といたします。
相談をご希望される方は、事前に左記まで電話連絡をお願いします。

相談から支援までの流れ

(相談無料・秘密厳守)

1

まずは支援センターへお電話を! (TEL.86-2111)
内線 617

寒河江市生活自立支援センターの相談支援員等が対応します。

2

お困りごとをお聞きします。

生活の困りごとや不安を支援員等にお話してください。生活の課題を整理し「自立」に向けて支援を行います。

3

あなただけの支援プランを。

必要とする方には、あなたの意思を尊重しながら自立に向けた目標や支援内容を一緒に考え、支援プランを一緒に作ります。

4

支援決定・サービス提供。

完成した支援プランは関係者の話し合い(支援調整会議)により正式に決定され、その支援プランに基づいて各種サービスが提供されます。

5

定期的なモニタリング。

あなたの状態や支援の提供状況を支援員等が定期的に確認し、支援プランどおりにいかない場合は、支援プランを再検討します。

6

真に安定した生活へ。

あなたの困りごとが解決されると支援は終了しますが、安定した生活が維持できているか、一定期間、支援員等によるフォローアップが行われます。



主な支援メニュー

自立相談支援事業

あなただけの支援プランを作ります。



生活に困りごとや不安を抱えている場合は、寒河江市生活自立支援センターにご相談ください。支援員等が相談を受けて、どのような支援が必要かをあなたと一緒に考え、必要とする方には具体的な支援プランを作成し、自立に向けた支援を行います。

住居確保給付金の支給 ★

家賃相当額を支援します。



離職などにより家賃の支払が滞納になっている方、借家を失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

★「住居確保給付金の支給」は一定の資産収入に関する要件を満たしている方が対象です。

※各事業のほか、関係機関等と連携し、適切な支援機関にもつなぎます。

その他支援メニュー

- ①ハローワークと連携した就労相談
- ②社会福祉協議会の生活資金相談
- ③各種相談機関への紹介など